

○北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例

平成20年3月25日

条例第10号

改正 平成20年3月25日条例第17号

平成21年3月31日条例第13号

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 基本計画等(第7条・第8条)

第3章 迷惑行為防止重点地区及び迷惑行為防止活動推進地区(第9条—第12条)

第4章 北九州市迷惑行為防止推進協議会(第13条—第17条)

第5章 雑則(第18条・第19条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における喫煙その他の迷惑行為の防止について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、迷惑行為の防止の推進に関する基本となる事項を定めることにより、迷惑行為の防止のための施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(迷惑行為)

第2条 この条例において「迷惑行為」とは、別表に掲げる行為をいう。

(基本理念)

第3条 迷惑行為の防止の推進は、迷惑行為が他人に不快感又は嫌悪感を与えるのみならず、他人の身体若しくは財産に危害を及ぼし、又はそのおそれのある行為であり、他人への思いやりを欠く行為であるという基本的認識の下に、市民一人一人にその自覚を促すことを旨として行われるものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民及び事業者の理解と協力の下に迷惑行為の防止のための施策を推進する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自ら迷惑行為を行わないようにし、他人が迷惑行為をしているときはこれを注意し、及び迷惑行為の防止の推進のための活動に自主的に取り

組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、市、地域の団体等が実施する迷惑行為の防止の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員が迷惑行為を行わないようその指導及び啓発を行うとともに、迷惑行為の防止の推進のための活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市、地域の団体等が実施する迷惑行為の防止の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 基本計画等

(基本計画)

第7条 市は、迷惑行為の防止のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、迷惑行為の防止の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ北九州市迷惑行為防止推進協議会の意見を聴くものとする。
- 3 市は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の実施等)

第8条 市は、基本計画に基づき、迷惑行為の防止のための施策を推進するため、迷惑行為の防止に係る啓発その他の必要な事業を実施しなければならない。

- 2 市は、迷惑行為のうち別表に掲げる関係条例の規定に違反するものに対し、当該条例の規定に従い、厳正に対処するものとする。
- 3 市長は、迷惑行為に係る命令、過料の処分等を受けた者に対し、迷惑行為の防止の推進のための研修会、行事その他の事業への参加を促す通知をすることができるものとする。

## 第3章 迷惑行為防止重点地区及び迷惑行為防止活動推進地区

(迷惑行為防止重点地区)

第9条 市長は、迷惑行為がその周囲の人々に及ぼす影響、地域の特性等を勘案して特に迷惑行為を防止する必要があると認める地区を迷惑行為防止重点地区(以下「重点地区」という。)として指定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ北九州市迷

惑行為防止推進協議会の意見を聴くものとする。

- 3 重点地区の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、重点地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により重点地区の区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(迷惑行為防止巡視員)

第10条 市は、主として重点地区において、迷惑行為を行い、又は行おうとしている者に対し必要な指導、処分その他の必要な措置を行わせるため、迷惑行為防止巡視員(以下この条において「巡視員」という。)を置く。

- 2 巡視員は、前項に規定する措置のほか、迷惑行為の防止の推進のための啓発その他迷惑行為の防止の推進に関する事務を行う。
- 3 巡視員は、規則で定める要件を備える者のうちから市長が任命する。
- 4 巡視員は、その事務を行うに当たっては、その身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(迷惑行為防止活動推進地区)

第11条 市長は、地域の住民又は事業者で構成された団体(以下「地域団体」という。)の申出に基づき、当該地域の区域の全部又は一部を迷惑行為防止活動推進地区(以下「推進地区」という。)に指定することができる。

- 2 推進地区は、地域団体により当該地域内における迷惑行為の防止の推進のための活動が自主的に行われる地区で、市長が特にその活動を支援する必要があると認めるものとする。
- 3 推進地区の指定の基準は、規則で定める。
- 4 市長は、第1項の申出があった場合は、前項の基準に適合するかどうかを審査し、適当と認めるときは、当該申出に係る地域の区域の全部又は一部を推進地区として指定するものとする。
- 5 第9条第2項から第5項までの規定は、推進地区について準用する。

(迷惑行為防止活動推進員)

第12条 市長は、推進地区における迷惑行為の防止の推進のため、当該推進地区の地域団体の推薦に基づき、当該地域団体の構成員(事業者の場合にあつては、その代表者及び従業員)のうちから迷惑行為防止活動推進員(次項において「推進員」という。)を委嘱することができる。

2 推進員は、当該推進地区において迷惑行為を行い、又は行おうとしている者に対する指導、迷惑行為の防止の推進のための啓発その他の活動を行うものとする。

#### 第4章 北九州市迷惑行為防止推進協議会

(協議会の設置及び所掌事務)

第13条 市に、北九州市迷惑行為防止推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定等並びに重点地区及び推進地区の指定、区域の変更等に関する意見の具申、迷惑行為の防止の推進に関する施策の提言等を行うものとする。

(組織)

第14条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員等)

第15条 委員は、地域団体の代表者、関係行政機関の職員及び学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会に係る委任)

第17条 この章に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則

(実施状況の検証)

第18条 市長は、この条例の施行後毎年度、この条例に基づく施策又は措置の実施の状況を検証し、その検証の結果を公表するとともに、必要があると認めるときは、当該施策又は措置の改善を図るものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月25日条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月31日条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

別表(第2条、第8条関係)

(平20条例17・平21条例13・一部改正)

迷惑行為		主な関係条例等
(1)	ア 屋外広告物の表示等が禁止されている場所等に屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲示する物件を設置すること。	北九州市屋外広告物条例(昭和38年北九州市条例第68号)
	イ 公共の場所においてチラシ等を配布し、当該チラシ等が散乱した場合に、これを放置すること。	
(2)	飼い犬のふんを放置すること。	北九州市動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年北九州市条例第13号)
(3)	あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、これを放置すること。	あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例(昭和45年北九州市条例第18号)
(4)	公共の場所その他他人の土地において自転車を放置すること。	北九州市自転車の放置の防止に関する条例(平成元年北九州市条例第8号)
(5)	家庭ごみの持出しについて定められている事項(排出の日時及び場所並びに指定袋の使用等)に従わずにこれを排出すること。	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年北九州市条例第28号)

(6)	家庭ごみ等を放置し、悪臭を発散させる等土地、建物等を適正に管理せず、周囲の生活環境を害すること。	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
(7)	消防自動車、救急自動車等の通行その他円滑な道路交通を阻害する迷惑な駐車をする事。	北九州市違法駐車等の防止に関する条例(平成6年北九州市条例第6号)
(8)	空き缶、たばこの吸殻等をみだりに捨てること。	北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例(平成6年北九州市条例第11号)
(9)	公共の場所その他他人の土地において自動車を放置すること。	北九州市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成12年北九州市条例第73号)
(10)	公共の場所(灰皿が設置されている場所等の所定の場所を除く。)において喫煙をすること。	北九州市公共の場所における喫煙に関する条例(平成20年北九州市条例第11号)
(11)	落書きをすること。	北九州市落書きの防止に関する条例(平成20年北九州市条例第12号)
(12)	車両の運転者が歩行者に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音を生じさせ、周囲の静穏を害すること。	道路交通法(昭和35年法律第105号)
(13)	公共の場所において車両又は歩行者の安全な通行を妨げ、球戯、ローラー・スケートその他これらに類することをすること。	道路交通法
(14)	ア 障害者用の駐車区画を不適正に利用すること。	
	イ 点字ブロック上に車両を駐車させ、又は物件を置くこと。	